

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項 の農林水産大臣の同意を得 た土地利用方針に係る復興 整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	鹿島区 上寺内(3)地区	南相馬市

図面記号		当事者の別		氏名	捺印	住所			
D-9		譲受人		南相馬市長 桜井勝延	印	南相馬市原町区本町二丁目27番地			
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定 されている場合		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の 種類	権利者 の氏名 又は名 称	農振法	都市 計画法
			別紙のとおり						
	計	4,390.00㎡ ( 田 ㎡ , 畑 4,390.00㎡ )							
3 権利を設定し又 は移転しようと する契約の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別		権利の設定、 移転の時期		権利の 存続期間		その他	
	所有権	移転		復興整備計画 公表後		永久			
4 転用すること によって生ずる 付近の農地作物 等の被害の防除 施設の概要	<p>団地周囲の農地との間には緑地を整備します。                      当団地周囲の農地は畑であるため、用水路はありません。道路沿いに整備されている排水路についても機能を損なうことのない形で団地整備を行います。                      当敷地整備により通道が損なわれる農地はありません。また、敷地東側と西側で耕作者が異なるため、当団地整備により農地が分断されても営農上の支障はありません。                      施工地域の給水は、相馬地方広域水道企業団の上水道から行い、排水は鹿島西部地区農業集落排水処理施設に接続して処理いたします。                      計画している団地は、低層住宅を建設予定であることから、農作物への日照についての影響はない計画とします。                      農業委員会とは調整済(H25.4)です。なお、当該農地が鹿島町土地改良区の所管外であることを確認済です。</p>								

(別紙) 2 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定され ている場合		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都 市 計画法
南相馬市鹿島区寺内字横峯	193番1	畑	畑	1,432.00	-	-	農振地域内 農用地区域外	非線引き都市計画 区域の用途地域外
南相馬市鹿島区寺内字横峯	195番1	畑	畑	1,502.00	-	-	農振地域内 農用地区域外	非線引き都市計画 区域の用途地域外
南相馬市鹿島区寺内字横峯	196番1の一部	畑	畑	1,456.00	-	-	農振地域内 農用地区域外	非線引き都市計画 区域の用途地域外
3筆	4,390.00㎡	(田		0.00 ㎡	畑	4,390.00 ㎡)		